

## 平成 30 年第 1 回臨時会議決結果

第 1 回臨時会が平成 30 年 1 月 26 日に 1 日限りの会期で開催されました。  
条例や補正予算など 4 議案が上程され、次のとおり議決されました。

### 【条 例】

#### ●芦屋町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定

(可決 賛成多数)

平成 30 年 4 月 1 日より、地方創生に関わる組織及び地域課題の解決に向けた組織体制等を構築するため、条例の一部と関連条例を改正します。

#### ●芦屋町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定

(可決 満場一致)

平成 29 年度の人事院勧告に伴い、職員の給料月額、勤勉手当の支給率を改定します。

### 【予 算】

#### ●平成 29 年度芦屋町一般会計補正予算(第4号)

(可決 満場一致)

歳入、歳出それぞれ 500 万円の増額補正です。また、新後水団地建設事業費は繰越明許の措置をしています。

歳入＝財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝芦屋中学校手すり取付工事や給与改定に伴う給料等を増額計上しています。

### 【その他】

#### ●専決処分事項の承認

(承認 満場一致)

地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 29 年 12 月 18 日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例の一部改正について地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものです。